資料３－１

八幡市一般廃棄物処理基本計画について

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画として各市町村に策定が義務付けられているものです。

本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、市民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討し策定するものです。

１．第３次八幡市一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年３月策定）
　　計画期間：平成 29 年度から平成 38 年度（令和８年度）の１０年間

２．第４次八幡市一般廃棄物処理基本計画の策定
　　計画期間：令和９年度から令和 18 年度の１０年間

３．策定スケジュール
　　別紙のとおり

４．策定業務委託
　　委託事業者：株式会社 環境技術研究所 京滋営業所
　　所　在　地：京都市中京区笹屋町 442-１-401
　　委 託 期 間：令和７年８月 22 日から令和９年３月 31 日